

証券コード 2664
平成28年5月17日

株 主 各 位

栃木県小山市大字卒島1293番地
株式会社 カワチ薬品
代表取締役社長 河 内 伸 二

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「4. 議決権行使についてのご案内」に記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月7日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 栃木県小山市神鳥谷202番地
小山グランドホテル（2階）
（末尾の会場ご案内をご参照ください。）
 3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第49期（平成27年3月16日から平成28年3月15日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期（平成27年3月16日から平成28年3月15日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役1名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 郵送による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月6日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
51頁記載の「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、平成28年6月6日（月曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。
- (3) 議決権行使書またはインターネットにより議決権を行使いただく際の取り扱いは次のとおりとさせていただきます。
 - ①インターネットにより、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。
 - ②議決権行使書とインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 機関投資家向け議決権行使プラットフォームによる議決権の行使
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.cawachi.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年3月16日から  
平成28年3月15日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の向上や雇用情勢の改善を背景に緩やかな回復がみられたものの、海外景気の減速・下振れ懸念等もあり、先行き不透明なまま推移いたしました。個人消費におきましては、円安を背景とした物価上昇等となった一方、年明けから急速に円高傾向となる等の不安定な情勢の中、実質所得の改善には至っていないこと等から、節約志向は更に高まりを見せる等、低調なまま推移いたしました。

当社グループが属するドラッグストア業界におきましては、業態の垣根を越えた戦いに加え、小売各社の出店増や価格競争の熾烈化が続く等、経営環境は一層厳しさを増しております。

このような中、当社グループでは、出店エリアでの更なる優位性の確保と効率化を目的に、リロケーションを中心としたスクラップ&ビルドに注力するとともに、激化する競争に対応するべく販売価格や品揃えの見直しを図る一方、健康や美容に関するカウンセリング機能の強化に努めてまいりました。

新規出店につきましては、既存地区である、栃木県に6店舗、群馬県に2店舗、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、埼玉県、長野県、静岡県に各1店舗、計15店舗を出店いたしました。調剤薬局につきましては、栃木県に5件、福島県に2件、岩手県、群馬県、茨城県に各1件、計10件を既存店に併設いたしました。なお、栃木県の5店舗、山形県の2店舗、青森県、岩手県、宮城県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、山梨県の各1店舗、計15店舗をリロケーションのため退店し、青森県の調剤薬局(単独)4件、調剤薬局(併設)1件を閉局いたしました。

これにより当社グループの店舗数は、計297店舗(内、調剤併設91店舗)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,606億24百万円(前期比0.9%増)、営業利益は46億56百万円(前期比65.5%増)、経常利益は58億75百万円(前期比55.2%増)となりました。

なお、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、保有する固定資産について将来の回収可能性を検討した結果、減損損失24億16百万円を特別損失に計上したことにより、当期純利益は19億75百万円（前期は当期純損失46億73百万円）となりました。

なお、当社グループの部門別の売上高は次のとおりです。

| 部門   | 前連結会計年度<br>(平成27年3月期) |        | 当連結会計年度<br>(平成28年3月期) |        | 前連結会計<br>年度比 |
|------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|--------------|
|      | 売上高                   | 構成比    | 売上高                   | 構成比    |              |
| 医薬品  | 43,911 百万円            | 17.0 % | 44,380 百万円            | 17.0 % | 101.1 %      |
| 化粧品  | 21,674                | 8.4    | 21,229                | 8.2    | 97.9         |
| 雑貨   | 73,457                | 28.4   | 74,530                | 28.6   | 101.5        |
| 一食般品 | 119,276               | 46.2   | 120,484               | 46.2   | 101.0        |
| 計    | 258,319               | 100.0  | 260,624               | 100.0  | 100.9        |

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、61億55百万円であります。その主なものは、新規出店15店舗によるものであります。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                       | 第 46 期<br>(平成25年3月期) | 第 47 期<br>(平成26年3月期) | 第 48 期<br>(平成27年3月期) | 第 49 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年3月期) |
|-------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                                | 231,657              | 242,684              | 258,319              | 260,624                           |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(百万円)                  | 2,066                | 2,015                | △4,673               | 1,975                             |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損 失 ( △ ) (円) | 88.01                | 87.16                | △202.11              | 85.39                             |
| 総 資 産(百万円)                                | 171,291              | 186,508              | 176,530              | 178,794                           |
| 純 資 産(百万円)                                | 90,595               | 91,712               | 86,061               | 87,532                            |
| 1株当たり純資産額 (円)                             | 3,918.51             | 3,964.81             | 3,720.30             | 3,782.88                          |

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                       | 第 46 期<br>(平成25年3月期) | 第 47 期<br>(平成26年3月期) | 第 48 期<br>(平成27年3月期) | 第 49 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年3月期) |
|-------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                                | 224,550              | 234,212              | 233,212              | 239,428                         |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(百万円)                  | 1,852                | 1,963                | △4,422               | 1,956                           |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損 失 ( △ ) (円) | 78.90                | 84.94                | △191.26              | 84.55                           |
| 総 資 産(百万円)                                | 169,760              | 178,588              | 170,351              | 173,255                         |
| 純 資 産(百万円)                                | 90,338               | 91,403               | 85,992               | 87,451                          |
| 1株当たり純資産額 (円)                             | 3,907.36             | 3,951.43             | 3,717.36             | 3,779.41                        |

### (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名        | 出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容        |
|--------------|------|----------------------|
| 株式会社横浜ファーマシー | 100% | 医薬品、化粧品、日用雑貨、一般食品の販売 |

### (4) 対処すべき課題

当社グループにおいて、店舗網が拡大したことから物流網の整備、体制強化及び在庫の適正化等による全体効率化が課題であると考えており、その効果的な活用に向けて課題の抽出と改善に努めてまいり所存であります。また、店舗出店が進む中、店長となるべき人材や各種専門家の育成が重要であると考えており、次代を担う人材の育成を図るべく教育カリキュラムの改善・実践に努めてまいり所存であります。

### (5) 主要な事業内容（平成28年3月15日現在）

当社グループは、主に医薬品、化粧品、雑貨、一般食品を販売しております。

### (6) 主要な事業所（平成28年3月15日現在）

|                               |                                    |                                                                    |
|-------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 当 社                           | 本 社                                | 栃木県小山市                                                             |
|                               | 店 舗 合 計 2 6 2 店 舗<br>うち調剤薬局併設型89店舗 | 岩手県 宮城県 山形県 福島県 茨城県<br>栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都<br>神奈川県 新潟県 長野県 静岡県 山梨県 |
| 株 式 会 社<br>横 浜 フ ァ<br>ー マ シ ー | 本 社                                | 青森県北津軽郡板柳町                                                         |
|                               | 店 舗 合 計 3 5 店 舗<br>うち調剤薬局併設型2店舗    | 北海道 青森県 秋田県 岩手県                                                    |

(7) 従業員の状況（平成28年3月15日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分 | 従業員数            | 前連結会計年度末比増減  |
|------|-----------------|--------------|
| 全社   | 2,572 (4,237) 名 | 54名減 (349名増) |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。

2. 当社グループは、特定のセグメントに区分できないため、全従業員数を全社として記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数            | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------------|-------------|-------|--------|
| 2,297 (3,914) 名 | 2名増 (311名増) | 33.2歳 | 10.6年  |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月15日現在）

| 借入先        | 借入額      |
|------------|----------|
| (株) 栃木銀行   | 6,318百万円 |
| (株) 足利銀行   | 4,975    |
| (株) 常陽銀行   | 4,901    |
| (株) 三井住友銀行 | 4,550    |
| 農林中央金庫     | 3,935    |
| (株) みずほ銀行  | 2,622    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月15日現在）

- ① 発行可能株式総数 52,000,000株
- ② 発行済株式の総数 24,583,420株（自己株式1,446,885株を含む）
- ③ 株主数 19,696名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                | 所 有 株 式 数 | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------|-----------|---------|
| 公 益 財 団 法 人 河 内 奨 学 財 団                                              | 2,600千株   | 11.24%  |
| 河 内 伸 二                                                              | 2,435     | 10.53   |
| 河 内 一 真                                                              | 2,287     | 9.89    |
| 河 内 博 子                                                              | 1,730     | 7.48    |
| 河 内 タ カ                                                              | 708       | 3.06    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口9)                                            | 543       | 2.35    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)                                             | 511       | 2.21    |
| S T A T E S T R E E T B A N K A N D<br>T R U S T C O M P A N Y       | 479       | 2.07    |
| C B N Y D F A I N T L S M A L L C A P<br>V A L U E P O R T F O L I O | 425       | 1.84    |
| カワチ薬品従業員持株会                                                          | 382       | 1.65    |

(注) 1. 当社は自己株式を1,446,885株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。



## (2) 新株予約権等の状況

当社役員が有する新株予約権のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項（平成28年3月15日現在）

|                    |                                                                                                                |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日              | 平成24年8月29日                                                                                                     |
| 新株予約権の数            | 250個                                                                                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式<br>25,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                            |
| 新株予約権の払込金額         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない。                                                                                           |
| 新株予約権の行使時の払込金額     | 1株につき1,638円                                                                                                    |
| 新株予約権の行使期間         | 平成26年9月15日から<br>平成29年9月14日まで                                                                                   |
| 行使の条件              | 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。<br>その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。 |
| 役員保有状況             | 取締役<br>(社外取締役を除く)                                                                                              |
|                    | 保有者数 3人<br>保有数 149個                                                                                            |

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月15日現在）

| 会社における地位 | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                        |
|----------|---------|------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 河内 伸 二  |                                                |
| 常務取締役    | 浅野 雅 晴  | 店舗開発部長<br>株式会社横浜ファーマシー代表取締役会長                  |
| 取締役      | 小松 順 嗣  | 管理本部長兼内部統制室長                                   |
| 取締役      | 大久保 勝 之 | 営業統括部長                                         |
| 取締役      | 宮原 誠 司  | 管理部長<br>株式会社横浜ファーマシー取締役                        |
| 取締役      | 室井 善 一  | 物流部長<br>株式会社横浜ファーマシー取締役社長                      |
| 取締役      | 奥山 広 道  | 株式会社横浜ファーマシー監査役<br>奥山公認会計士事務所所長                |
| 常勤監査役    | 田村 好 夫  |                                                |
| 監査役      | 原 義 彦   | 原義彦税理士事務所所長                                    |
| 監査役      | 澤田 雄 二  | 宇都宮中央法律事務所所長<br>滝沢ハム株式会社社外監査役<br>株式会社ナカニシ社外監査役 |

- (注) 1. 取締役奥山広道氏は社外取締役であります。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役原義彦氏及び監査役澤田雄二氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役原義彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役奥山広道氏は、平成27年6月12日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し、取締役に就任いたしました。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額  
当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                    | 人 員       | 報 酬 等 の 額     |
|------------------------|-----------|---------------|
| 取<br>( 社 外 締 取 締 役 役 ) | 7名<br>(1) | 204百万円<br>(8) |
| 監<br>( 社 外 査 査 役 役 )   | 4<br>(3)  | 23<br>(12)    |
| 合<br>( うち 社 外 役 役 計 )  | 11<br>(4) | 228<br>(20)   |

(注) 平成27年6月12日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し取締役就任した奥山広道氏については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めています。

④ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

取締役奥山広道氏は、株式会社横浜ファーマシーの監査役であります。株式会社横浜ファーマシーは、当社100%出資の子会社です。

また、奥山氏は奥山公認会計士事務所の所長であります。当社は、奥山公認会計士事務所とは特別の関係はありません。

監査役原義彦氏は、原義彦税理士事務所の所長であります。当社は、原義彦税理士事務所とは特別の関係はありません。

監査役澤田雄二氏は、宇都宮中央法律事務所の所長であります。当社は、同法律事務所所属の同氏以外の弁護士と当社の間において法律顧問業務等の委託取引があり、弁護士報酬は、契約等に基づき決定しております。また、同氏は滝沢ハム株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間に商品仕入の取引関係がありますが、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。また、同氏は株式会社ナカニシの社外監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                          |
|-----|---------|----------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 奥 山 広 道 | 当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、議案、審議等について、必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 原 義 彦   | 当事業年度開催の取締役会、監査役会の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、議案、審議等について、必要な発言を適宜行っております。  |
| 監査役 | 澤 田 雄 二 | 当事業年度開催の取締役会、監査役会の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案、審議等について、必要な発言を適宜行っております。  |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支払額   |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 36百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識の下、取締役は公正で高い倫理観に基づき行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。
  - ロ. 取締役会は取締役から職務に関する報告を受け、その執行状況を監督する。
  - ハ. 取締役、内部監査人、外部弁護士を委員とし、監査役をオブザーバーとする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の運用状況を監督する。
  - ニ. 社内から独立された弁護士を通報先とする公益通報制度を導入し、通報者の保護を徹底する。
- ② 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ. 企業集団としての経営効率化を図るため、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営・業務を監視・監督する。
  - ロ. 当社及び子会社において、原則月1回の取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督を行う。
  - ハ. 当社の役職員が子会社の取締役として子会社の取締役会に出席し、職務の執行状況を監督する。なお、子会社の取締役会の議事は、関係会社管理規程に基づき、当社に報告される。
  - ニ. 当社及び子会社の監査役は、取締役会等の重要な会議に出席する他、稟議書等の重要な書類を閲覧し、取締役の意思決定及び職務の執行状況を監視・監査する。
  - ホ. 当社の内部監査部門は当社及び子会社の業務監査を実施する。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令並びに文書管理規程に基づき、文書等の保存及び管理を行う。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. コンプライアンス及び内部統制に関する体制の整備状況、監査結果やリスク情報等の報告を受け、リスク管理体制の整備を監督する。
  - ロ. 不測の事態が発生した場合は、「緊急事態対応マニュアル」に基づき、迅速且つ適切な対応に努め、損害を最小限に抑える。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会では決議すべき事項を定める他、経営会議等の各種会議体に権限を委譲し、審議・決定を実施すること等により、意思決定の迅速化を図るとともに、効果的且つ効率的な運営となるよう、その執行状況を監督する。
- ⑥ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 従業員に対して企業理念や行動規範を記載した行動準則や行動指針を配布し、その周知を図る。
  - ロ. 組織規程、業務分掌規程等により、各部署及び役職者の職務の範囲や権限を定め、適切な職務執行を図る。
  - ハ. 内部監査部門が内部監査規程に基づき、各部署の業務執行状況を監査する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の求めに応じ、適宜職務を補助するスタッフを選任し従事させる。
- ⑧ 監査役のその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役の職務を補助するスタッフは、取締役と監査役が協議し、監査役が選任する。またそのスタッフの人事考課については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- ⑨ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役の職務を補助するスタッフが、他部署を兼務する場合は、監査役に係る職務を優先して従事するものとする。

⑩ 監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令に従い、直ちに監査役会に報告しなければならない。
- ロ. 監査役は、取締役会の他コンプライアンス委員会等重要な会議に出席、並びにヒアリング及び往査にて取締役及び従業員から報告を得る。
- ハ. 会議に出席しない監査役は、出席した監査役、取締役もしくは従業員から報告を受ける。
- ニ. 子会社の監査役は当社の監査役との定期的な意見交換会に出席し、子会社の取締役会等重要な会議や監査結果から得られた情報を当社の監査役に報告する。
- ホ. 当社の内部監査部門は、子会社における内部監査の結果等を監査役に報告する。

⑪ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、監査役へ報告を行った役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 代表取締役と監査役は、定期的な会合をもち、相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- ロ. 監査役会は、内部監査部門と定期的に情報交換をし、また、会計監査人とは適宜情報交換を行い、効率的な監査に努める。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携を図り、利益供与は絶対に行わない。

⑮ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するために内部統制部門を設置し、内部監査部門と協調しながら内部統制システムの構築・運用の推進を図る。



## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の「業務の適正を確保するための体制」に基づき、その適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりであります。

### ① 重要な会議の開催状況

当社及び子会社において取締役会を定期的開催し、重要事項の決定並びに取締役から職務に関する報告を受け、その執行状況を確認しました。

### ② コンプライアンスに関する取組み

イ. 当社において、コンプライアンス委員会を定期的開催し、コンプライアンス違反の防止に関して協議を行いました。

ロ. 公益通報制度の通報先では、通報者保護を最優先としつつ運用されていることを確認しました。

ハ. 内部監査部門は当社及び子会社の業務執行状況を監査しました。

### ③ 企業集団における業務の適正の確保

イ. 子会社の取締役会の議事が定期的報告され、適正に業務執行及びその監督が行われていることを確認しました。

ロ. 当社の役員が子会社の取締役会に取締役及び監査役として出席しました。

### ④ リスクマネジメント

リスク軽減のため緊急事態対応に関するマニュアルの整備をさらに進め、社内周知を図りました。

### ⑤ 監査役の監査体制

イ. 監査役は、取締役会やコンプライアンス委員会等重要な会議に出席した他、稟議書等の重要な書類を閲覧し、取締役の意思決定及び職務の執行状況を確認しました。

ロ. 監査役は監査役会を定期的開催し、内部監査部門及び子会社の監査役から報告を受け、意見交換等を行いました。

ハ. 代表取締役と監査役は、定期的な会合を実施し、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク及び監査上の重要課題等について意見交換を行いました。

ニ. 監査役と会計監査人は、定期的に情報交換を行いました。

⑥ 財務報告の信頼性の確保

内部統制部門は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、子会社を含めて評価範囲を見直しました。内部監査部門は新たに追加された評価対象を含め、監査結果に基づき評価を実施しました。

# 連結貸借対照表

(平成28年 3月15日現在)

(単位：百万円)

| 科 目      | 金 額     | 科 目          | 金 額     |
|----------|---------|--------------|---------|
| (資産の部)   |         | (負債の部)       |         |
| 流動資産     | 61,207  | 流動負債         | 59,297  |
| 現金及び預金   | 25,773  | 買掛金          | 37,823  |
| 売掛金      | 2,782   | 短期借入金        | 100     |
| 商品       | 26,718  | 1年内返済予定長期借入金 | 12,400  |
| 貯蔵品      | 23      | 未払法人税等       | 1,469   |
| 繰延税金資産   | 706     | 賞与引当金        | 990     |
| その他      | 5,202   | ポイント引当金      | 339     |
| 固定資産     | 117,587 | その他          | 6,174   |
| 有形固定資産   | 100,165 | 固定負債         | 31,964  |
| 建物及び構築物  | 43,813  | 社債           | 400     |
| 土地       | 51,781  | 長期借入金        | 22,226  |
| 建設仮勘定    | 113     | 退職給付に係る負債    | 5,925   |
| その他      | 4,457   | ポイント引当金      | 39      |
| 無形固定資産   | 5,702   | 資産除去債務       | 2,132   |
| のれん      | 643     | その他          | 1,239   |
| その他      | 5,059   | 負債合計         | 91,262  |
| 投資その他の資産 | 11,718  | (純資産の部)      |         |
| 投資有価証券   | 228     | 株主資本         | 87,505  |
| 敷金及び保証金  | 8,731   | 資本金          | 13,001  |
| 繰延税金資産   | 1,980   | 資本剰余金        | 14,887  |
| その他      | 778     | 利益剰余金        | 62,153  |
| 資産合計     | 178,794 | 自己株式         | △2,537  |
|          |         | その他の包括利益累計額  | 17      |
|          |         | その他有価証券評価差額金 | 17      |
|          |         | 新株予約権        | 9       |
|          |         | 純資産合計        | 87,532  |
|          |         | 負債純資産合計      | 178,794 |

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年 3月16日から)  
(平成28年 3月15日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額   |         |
|----------------|-------|---------|
| 売上高            |       | 260,624 |
| 売上原価           |       | 205,440 |
| 売上総利益          |       | 55,183  |
| 販売費及び一般管理費     |       | 50,527  |
| 営業利益           |       | 4,656   |
| 営業外収益          |       |         |
| 受取利息           | 45    |         |
| 受取配当金          | 5     |         |
| 受取貸貸料          | 671   |         |
| 受取手数料          | 697   |         |
| 太陽光売電収入        | 219   |         |
| その他            | 363   | 2,002   |
| 営業外費用          |       |         |
| 支払利息           | 170   |         |
| 支払手数料          | 120   |         |
| 貸貸収入原価         | 214   |         |
| 減価償却費          | 217   |         |
| その他            | 59    | 783     |
| 経常利益           |       | 5,875   |
| 特別利益           |       |         |
| 固定資産売却益        | 240   |         |
| 移転補償金          | 265   |         |
| 店舗閉鎖損失繰入額戻入益   | 186   |         |
| その他            | 62    | 755     |
| 特別損失           |       |         |
| 固定資産売却損        | 112   |         |
| 固定資産除却損        | 130   |         |
| 減損損失           | 2,416 |         |
| その他            | 36    | 2,695   |
| 税金等調整前当期純利益    |       | 3,935   |
| 法人税、住民税及び事業税   |       | 1,961   |
| 法人税等調整額        |       | △0      |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |       | 1,975   |
| 当期純利益          |       | 1,975   |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成27年3月16日から  
平成28年3月15日まで）

(単位：百万円)

|                                   | 株 主 資 本 |        |        |        |        |
|-----------------------------------|---------|--------|--------|--------|--------|
|                                   | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 平成27年3月16日 残高                     | 13,001  | 14,887 | 60,616 | △2,550 | 85,955 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額              |         |        | 602    |        | 602    |
| 会計方針の変更を反映し<br>た当期首残高             | 13,001  | 14,887 | 61,218 | △2,550 | 86,558 |
| 連結会計年度中の変動額                       |         |        |        |        |        |
| 剰余金の配当                            |         |        | △1,040 |        | △1,040 |
| 自己株式の取得                           |         |        |        | △0     | △0     |
| 自己株式の処分                           |         | 0      |        | 12     | 12     |
| 当期純利益                             |         |        | 1,975  |        | 1,975  |
| 株主資本以外の<br>項目の連結会計年度中<br>の変動額(純額) |         |        |        |        |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                     | —       | 0      | 934    | 12     | 946    |
| 平成28年3月15日 残高                     | 13,001  | 14,887 | 62,153 | △2,537 | 87,505 |

|                                   | その他の包括利益累計額      |                   | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-----------------------------------|------------------|-------------------|-------|--------|
|                                   | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括利益<br>累計額合計 |       |        |
| 平成27年3月16日 残高                     | 93               | 93                | 11    | 86,061 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額              |                  |                   |       | 602    |
| 会計方針の変更を反映し<br>た当期首残高             | 93               | 93                | 11    | 86,663 |
| 連結会計年度中の変動額                       |                  |                   |       |        |
| 剰余金の配当                            |                  |                   |       | △1,040 |
| 自己株式の取得                           |                  |                   |       | △0     |
| 自己株式の処分                           |                  |                   |       | 12     |
| 当期純利益                             |                  |                   |       | 1,975  |
| 株主資本以外の<br>項目の連結会計年度中<br>の変動額(純額) | △76              | △76               | △2    | △78    |
| 連結会計年度中の変動額合計                     | △76              | △76               | △2    | 868    |
| 平成28年3月15日 残高                     | 17               | 17                | 9     | 87,532 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社横浜ファーマシー

##### ② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、2月29日であり、連結計算書類作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結会計年度の末日までに発生した重要な取引は連結上必要な調整をすることとしております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 商 品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）。ただし調剤薬品については、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）。

ただし、株式会社横浜ファーマシーにおいては、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）。

###### (ロ) 貯 蔵 品

最終仕入原価法

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
    - 定率法
      - ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
      - 主な耐用年数は以下のとおりであります。
      - 建物及び構築物 8～39年
      - なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。
    - ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
      - 定額法
        - なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
      - ハ. リース資産
        - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
        - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
  - ③ 重要な引当金の計上基準
    - イ. 貸倒引当金
      - 売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
    - ロ. 賞与引当金
      - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
    - ハ. ポイント引当金
      - 株式会社横浜ファーマシーは、ポイントカードにより顧客に付与したポイントの使用に備えるため、過去の利用実績に基づいて将来使用されると見込まれる額を計上しております。
  - ④ のれんの償却方法及び償却期間
    - 5年間の定額法により償却しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

  - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
    - 退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
    - 数理計算上の差異については、発生時に全額費用処理しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が887百万円減少し、利益剰余金が602百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(8) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「太陽光売電収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「太陽光売電収入」は166百万円であります。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「協賛金収入」（当連結会計年度は、152百万円）は金額的に重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。



## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

|     |           |
|-----|-----------|
| 建 物 | 6,447百万円  |
| 土 地 | 26,280百万円 |
| 計   | 32,727百万円 |

### (同上に対する債務)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 1年内返済予定長期借入金 | 11,696百万円 |
| 長期借入金        | 20,351百万円 |
| 計            | 32,047百万円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

72,787百万円

### (3) 偶発債務

該当事項はありません。

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 24,583,420株       | －株               | －株               | 24,583,420株      |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 1,453,772株        | 113株             | 7,000株           | 1,446,885株       |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少は新株予約権の行使によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

平成27年6月12日開催の第48回定時株主総会決議による配当に関する事項

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 1,040百万円   |
| ・1株当たり配当額 | 45円        |
| ・基準日      | 平成27年3月15日 |
| ・効力発生日    | 平成27年6月15日 |

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成28年6月7日開催予定の第49回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 1,041百万円   |
| ・配当の原資    | 利益剰余金      |
| ・1株当たり配当額 | 45円        |
| ・基準日      | 平成28年3月15日 |
| ・効力発生日    | 平成28年6月8日  |

- (4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 58,000株

#### 4. 金融商品の状況に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが支払までの期間は短期となっております。

短期借入金は運転資金であります。また、長期借入金は設備投資資金であり、その一部は金利の変動リスクに晒されております。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金、敷金及び保証金については、取引先ごとに期日及び残高管理をするとともに財務状況等の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減を図って信用リスクを管理しております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、市場価格の変動リスクを管理しております。

買掛金、借入金は、月次に資金繰表を作成・更新するなどの方法により資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月15日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|             | 連結貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|-------------|-------------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金  | 25,773                  | 25,773      | —           |
| (2) 売掛金     | 2,782                   | 2,782       | —           |
| (3) 投資有価証券  | 217                     | 217         | —           |
| (4) 敷金及び保証金 | 8,207                   | 8,115       | △91         |
| 資産計         | 36,979                  | 36,888      | △91         |
| (1) 買掛金     | 37,823                  | 37,823      | —           |
| (2) 短期借入金   | 100                     | 100         | —           |
| (3) 社債      | 400                     | 403         | 3           |
| (4) 長期借入金※  | 34,627                  | 34,823      | 196         |
| 負債計         | 72,950                  | 73,151      | 200         |

※ 1年内返済予定長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを勘案した利率で割り引いて算定する方法によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### (4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分      | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) |
|---------|---------------------|
| 非上場株式   | 11                  |
| 敷金及び保証金 | 524                 |

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

また、敷金及び保証金の一部については、返還期限の合理的な見積りが困難なことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)敷金及び保証金」には含めておりません。

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 3,782円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 85円39銭    |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 8. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成28年 3月15日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>  |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>57,761</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>56,070</b>  |
| 現金及び預金          | 25,242         | 買掛金            | 35,788         |
| 売掛金             | 2,752          | 1年内返済予定長期借入金   | 12,012         |
| 商品              | 24,221         | 未払金            | 3,236          |
| 貯蔵品             | 22             | 未払費用           | 1,851          |
| 前払費用            | 404            | 未払法人税等         | 1,464          |
| 未収入金            | 4,223          | 未払消費税等         | 559            |
| 繰延税金資産          | 572            | 賞与引当金          | 960            |
| その他             | 322            | 預り金            | 68             |
| <b>固定資産</b>     | <b>115,493</b> | 前受収益           | 83             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>95,168</b>  | その他            | 45             |
| 建築物             | 38,456         | <b>固定負債</b>    | <b>29,732</b>  |
| 構築物             | 3,692          | 長期借入金          | 20,725         |
| 機械及び装置          | 1,291          | 退職給付引当金        | 5,925          |
| 車両運搬具           | 0              | 資産除去債務         | 1,993          |
| 器具備品            | 2,957          | その他            | 1,087          |
| 土地              | 48,658         | <b>負債合計</b>    | <b>85,803</b>  |
| 建設仮勘定           | 110            | <b>(純資産の部)</b> |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>4,932</b>   | <b>株主資本</b>    | <b>87,427</b>  |
| 借地権             | 4,164          | 資本金            | 13,001         |
| ソフトウェア          | 459            | 資本剰余金          | 14,887         |
| 電話加入権           | 41             | 資本準備金          | 14,882         |
| その他             | 267            | その他資本剰余金       | 5              |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>15,392</b>  | <b>利益剰余金</b>   | <b>62,075</b>  |
| 投資有価証券          | 184            | 利益準備金          | 1,158          |
| 関係会社株式          | 4,025          | その他利益剰余金       | 60,916         |
| 出資金             | 22             | 別途積立金          | 57,700         |
| 長期前払費用          | 747            | 圧縮積立金          | 44             |
| 長期貸付金           | 3              | 特別償却準備金        | 504            |
| 敷金及び保証金         | 8,477          | 繰越利益剰余金        | 2,668          |
| 繰延税金資産          | 1,933          | <b>自己株式</b>    | <b>△2,537</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>173,255</b> | 評価・換算差額等       | 14             |
|                 |                | その他有価証券評価差額金   | 14             |
|                 |                | <b>新株予約権</b>   | <b>9</b>       |
|                 |                | <b>純資産合計</b>   | <b>87,451</b>  |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b> | <b>173,255</b> |

# 損 益 計 算 書

（平成27年3月16日から  
平成28年3月15日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                     | 金 額   |         |
|-------------------------|-------|---------|
| 売 上 高                   |       | 239,428 |
| 売 上 原 価                 |       | 188,222 |
| 売 上 総 利 益               |       | 51,206  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 46,658  |
| 営 業 利 益                 |       | 4,547   |
| 営 業 外 収 益               |       |         |
| 受 取 利 息                 | 45    |         |
| 受 取 配 当 金               | 4     |         |
| 受 取 賃 貸 料               | 668   |         |
| 受 取 手 数 料               | 638   |         |
| 太 陽 光 売 電 収 入           | 219   |         |
| そ の 他                   | 330   | 1,906   |
| 営 業 外 費 用               |       |         |
| 支 払 利 息                 | 152   |         |
| 支 払 手 数 料               | 120   |         |
| 賃 貸 収 入 原 価             | 214   |         |
| 減 価 償 却 費               | 217   |         |
| そ の 他                   | 52    | 757     |
| 経 常 利 益                 |       | 5,696   |
| 特 別 利 益                 |       |         |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 182   |         |
| 移 転 補 償 金               | 265   |         |
| 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 額 | 186   |         |
| そ の 他                   | 37    | 671     |
| 特 別 損 失                 |       |         |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 112   |         |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 119   |         |
| 減 損 損 失                 | 2,261 |         |
| そ の 他                   | 26    | 2,519   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 3,848   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   |       | 1,947   |
| 法 人 税 等 調 整 額           |       | △54     |
| 当 期 純 利 益               |       | 1,956   |

# 株主資本等変動計算書

(平成27年3月16日から  
平成28年3月15日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                  |                 |           |                 |             |             |        |        |        |             |
|-------------------------|---------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-----------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|-------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                  |                 | 利 益 剰 余 金 |                 |             |             | 自己株式   | 株 資 合  | 主 本 計  |             |
|                         |         | 資本<br>準備金 | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |             |             |        |        |        | 利 益 剰 余 金 計 |
|                         |         |           |                  |                 | 別途<br>積立金 | 圧縮<br>積立金       | 特別償却<br>準備金 | 繰越利益<br>剰余金 | 合 計    |        |        |             |
| 平成27年3月16日 残高           | 13,001  | 14,882    | 5                | 14,887          | 1,158     | 60,000          | 27          | 569         | △1,198 | 60,557 | △2,550 | 85,897      |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |         |           |                  |                 |           |                 |             |             | 602    | 602    |        | 602         |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 13,001  | 14,882    | 5                | 14,887          | 1,158     | 60,000          | 27          | 569         | △595   | 61,160 | △2,550 | 86,499      |
| 事業年度中の変動額               |         |           |                  |                 |           |                 |             |             |        |        |        |             |
| 剰余金の配当                  |         |           |                  |                 |           |                 |             |             | △1,040 | △1,040 |        | △1,040      |
| 自己株式の取得                 |         |           |                  |                 |           |                 |             |             |        |        | △0     | △0          |
| 自己株式の処分                 |         |           | 0                | 0               |           |                 |             |             |        |        | 12     | 12          |
| 別途積立金の積立                |         |           |                  |                 |           | △2,300          |             |             | 2,300  | —      |        | —           |
| 圧縮積立金の積立                |         |           |                  |                 |           |                 | 16          |             | △16    | —      |        | —           |
| 特別償却準備金の積立              |         |           |                  |                 |           |                 |             | 23          | △23    | —      |        | —           |
| 特別償却準備金の取崩              |         |           |                  |                 |           |                 |             | △88         | 88     | —      |        | —           |
| 当期純利益                   |         |           |                  |                 |           |                 |             |             | 1,956  | 1,956  |        | 1,956       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |                  |                 |           |                 |             |             |        |        |        |             |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —         | 0                | 0               | —         | △2,300          | 16          | △64         | 3,263  | 915    | 12     | 927         |
| 平成28年3月15日 残高           | 13,001  | 14,882    | 5                | 14,887          | 1,158     | 57,700          | 44          | 504         | 2,668  | 62,075 | △2,537 | 87,427      |

|                         | 評価・換算差額等                    |                       |                  |                  | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|-----------------------------|-----------------------|------------------|------------------|-------|--------|
|                         | その<br>他<br>評<br>価<br>差<br>額 | 有<br>価<br>証<br>券<br>額 | 評<br>価<br>差<br>額 | ・<br>換<br>算<br>計 |       |        |
| 平成27年3月16日 残高           |                             | 84                    |                  | 84               | 11    | 85,992 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |                             |                       |                  |                  |       | 602    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       |                             | 84                    |                  | 84               | 11    | 86,595 |
| 事業年度中の変動額               |                             |                       |                  |                  |       |        |
| 剰余金の配当                  |                             |                       |                  |                  |       | △1,040 |
| 自己株式の取得                 |                             |                       |                  |                  |       | △0     |
| 自己株式の処分                 |                             |                       |                  |                  |       | 12     |
| 別途積立金の積立                |                             |                       |                  |                  |       | —      |
| 圧縮積立金の積立                |                             |                       |                  |                  |       | —      |
| 特別償却準備金の積立              |                             |                       |                  |                  |       | —      |
| 特別償却準備金の取崩              |                             |                       |                  |                  |       | —      |
| 当期純利益                   |                             |                       |                  |                  |       | 1,956  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |                             | △69                   |                  | △69              | △2    | △71    |
| 事業年度中の変動額合計             |                             | △69                   |                  | △69              | △2    | 856    |
| 平成28年3月15日 残高           |                             | 14                    |                  | 14               | 9     | 87,451 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 商 品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）。ただし調剤薬品については、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）。

##### ② 貯 蔵 品

最終仕入原価法

#### (3) 固定資産の減価償却方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8～34年

構 築 物 10～20年

器 具 備 品 3～8年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。



- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
  - ④ 長期前払費用  
定額法
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
  - ③ 退職給付に係る会計処理の方法
    - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、発生時に全額費用処理しております。
- (5) 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。
- (6) 会計方針の変更に関する注記  
(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付に係る負債が887百万円減少し、利益剰余金が602百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## (7) 表示方法の変更

### (損益計算書)

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「太陽光売電収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「太陽光売電収入」は166百万円であります。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「協賛金収入」（当事業年度は、152百万円）は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

|     |           |
|-----|-----------|
| 建 物 | 5,828百万円  |
| 土 地 | 23,924百万円 |
| 計   | 29,753百万円 |

### (同上に対する債務)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 1年内返済予定長期借入金 | 11,522百万円 |
| 長期借入金        | 19,915百万円 |
| 計            | 31,438百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 69,778百万円

(3) 取締役及び監査役に対する長期金銭債務 349百万円

取締役及び監査役に対する長期金銭債務は、平成23年6月8日開催の第44回定時株主総会において、承認可決された取締役及び監査役の退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給に係る債務であります。

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,453,772株  | 113株       | 7,000株     | 1,446,885株 |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少は新株予約権の行使によるものであります。

#### 4. 税効果会計に関する注記

##### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

##### ① 流動資産

|           |     |
|-----------|-----|
| 繰延税金資産    |     |
| 商品        | 20  |
| 賞与引当金     | 314 |
| 法定福利費     | 81  |
| 未払事業税     | 120 |
| 未払事業所税    | 26  |
| その他       | 8   |
| 繰延税金資産合計  | 572 |
| 繰延税金資産の純額 | 572 |

##### ② 固定資産

|           |        |
|-----------|--------|
| 繰延税金資産    |        |
| 退職給付引当金   | 1,902  |
| 長期未払金     | 112    |
| 減損損失      | 6,083  |
| 資産除去債務    | 639    |
| その他       | 171    |
| 繰延税金資産小計  | 8,908  |
| 評価性引当額    | △6,174 |
| 繰延税金資産合計  | 2,734  |
| 繰延税金負債    |        |
| 土地圧縮積立金   | △13    |
| 敷金及び保証金   | △153   |
| 資産除去債務    | △350   |
| その他       | △283   |
| 繰延税金負債合計  | △801   |
| 繰延税金資産の純額 | 1,933  |

##### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成28年3月16日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成29年3月16日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.1%となります。

この税率変更による繰延税金資産の影響額は243百万円減少します。

(3) 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来35.4%から平成28年3月16日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成29年3月16日に開始する事業年度及び平成30年3月16日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成31年3月16日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更による繰延税金資産の影響額は94百万円減少します。

5. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類                   | 会社等の名称または氏名 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目  | 期末残高（百万円） |
|----------------------|-------------|-------------------|-----------|-------|-----------|-----|-----------|
| 役員が議決権の過半数を所有している会社等 | 東京都茶御売株式会社  | —                 | 商品の仕入     | 商品の仕入 | 320       | 買掛金 | 47        |

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,779円41銭
- (2) 1株当たり当期純利益 84円55銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年4月22日

株式会社カワチ薬品

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

本橋

隆夫 ㊞

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

中野

敦夫 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カワチ薬品の平成27年3月16日から平成28年3月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワチ薬品及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年4月22日

株式会社カワチ薬品

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

本橋

隆夫 ㊞

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

中野

敦夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カワチ薬品の平成27年3月16日から平成28年3月15日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月16日から平成28年3月15日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月25日

|         |   |   |   |   |   |   |   |   |     |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| 株 式 会 社 | カ | ワ | チ | 薬 | 品 | 監 | 査 | 役 | 会   |
|         | 常 | 勤 | 監 | 査 | 役 | 田 | 村 | 好 | 夫 ㊟ |
|         | 社 | 外 | 監 | 査 | 役 | 原 |   | 義 | 彦 ㊟ |
|         | 社 | 外 | 監 | 査 | 役 | 澤 | 田 | 雄 | 二 ㊟ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を最重要経営課題として位置づけるとともに、将来の事業展開を勘案し、経営基盤の充実・強化による安定した成長を確保するために必要な内部留保を図りながら、継続的、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

第49期の期末配当につきましては、普通配当を45円とさせていただきたく存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 45円 総額1,041,144,075円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月8日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように会社法第426条及び第427条に定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、定款に第29条（取締役の責任免除）及び第38条（監査役の責任免除）の規定を新設するとともに、新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。なお、定款第29条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款第5章第31条第3項（監査役の選任）について、根拠条文の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第29条<br/>} (条文省略)<br/>第30条</p> | <p style="text-align: center;">（取締役の責任免除）</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第30条<br/>} (現行どおり)<br/>第31条</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>第32条<br/>} (条文省略)</p> <p>第36条<br/><br/>(新 設)</p> <p>第37条<br/>} (条文省略)</p> <p>第44条</p> | <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>第33条<br/>} (現行どおり)</p> <p>第37条<br/><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第38条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第39条<br/>} (現行どおり)</p> <p>第46条</p> |

### 第3号議案 取締役1名選任の件

経営監督機能の強化を図るため、社外取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位、担当<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| わた なべ りん じ<br>渡 辺 林 治<br>(昭和41年11月18日生) | 平成2年4月 株式会社野村総合研究所入社<br>平成11年11月 シュローダー投信投資顧問株式会社<br>(現シュローダー・インベストメント・<br>マネジメント株式会社) 入社<br>平成21年3月 リンジーアドバイス株式会社<br>代表取締役社長(現任)<br>平成27年8月 アスクル株式会社社外監査役(現任)<br>平成27年9月 株式会社自重堂社外取締役(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>リンジーアドバイス株式会社 代表取締役社長<br>アスクル株式会社 社外監査役<br>株式会社自重堂 社外取締役 | 一株         |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 渡辺林治氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者とした理由

渡辺林治氏は、博士(商学)を取得され、特に小売業の経営会計学に関する専門的知識を有することに加え、機関投資家として培った豊富な経験を有する、現役の経営者であります。このことから専門的且つ客観的立場からの経営の監督と株主視点による助言を適切にいただけるものと期待するため選任をお願いするものであります。

なお、候補者と当社との間に人的・資金的・取引関係その他の利害関係がないことから、一般株主の利益を踏まえた公平で公正な経営の意思決定のために行動していただけるものと考えており、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

4. 渡辺林治氏が取締役を選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役3名全員が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位、担当<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | たむらよしお夫<br>田村好夫<br>(昭和31年10月18日生) | 昭和50年3月 当社入社<br>平成14年3月 当社栃木地区ブロック長<br>平成18年4月 当社栃木地区長<br>平成23年2月 当社退社<br>平成25年6月 当社常勤監査役(現任)                                                                                                                                                    | 1,800株     |
| 2     | はらよしひこ彦<br>原義彦<br>(昭和42年11月23日生)  | 平成16年3月 税理士登録<br>平成16年6月 原義彦税理士事務所<br>所長(現任)<br>平成25年6月 当社社外監査役(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>原義彦税理士事務所 所長                                                                                                                                                | 300株       |
| 3     | さわだゆうじ二<br>澤田雄二<br>(昭和43年2月3日生)   | 平成8年4月 弁護士登録<br>平成21年1月 宇都宮中央法律事務所<br>所長(現任)<br>平成22年4月 栃木県弁護士会弁護士業務改革<br>委員会委員長(現任)<br>平成24年6月 滝沢ハム株式会社社外監査役<br>(現任)<br>平成26年3月 株式会社ナカニシ社外監査役<br>(現任)<br>平成27年6月 当社社外監査役(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>宇都宮中央法律事務所 所長<br>滝沢ハム株式会社 社外監査役<br>株式会社ナカニシ 社外監査役 | 200株       |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 原義彦氏及び澤田雄二氏は、社外監査役候補者であります。

3.

(1) 田村好夫氏を監査役候補者とした理由は、当社における豊富な経験と高い見識を保持しており、当社監査体制の強化及び経験を活かした有効な助言を適切にいただけるものと判断するため、監査役として選任をお願いするものであります。

- (2) 原義彦氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士としての専門的知識を有しており、社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断するため選任をお願いするものであります。
- (3) 澤田雄二氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的知識を有しており、社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断するため選任をお願いするものであります。
4. 原義彦氏及び澤田雄二氏は現在当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって原義彦氏は3年、澤田雄二氏は1年となります。
5. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して原義彦氏及び澤田雄二氏を独立役員として届け出ております。当社は引き続き両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上



メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 sets of horizontal dashed lines.

## インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合には、次の事項をご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

### ◎議決権行使の方法について

インターネットによる議決権行使をされる場合は、パソコンから当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

※携帯電話専用サイトはご利用いただけませんので、ご了承ください。

### ◎パスワードのお取り扱いについて

1. パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
2. パスワード紛失時の再発行はいたしかねます。またお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。

### ◎システムにかかわる条件について

1. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）してください。
2. インターネット接続にファイアウォール・プロキシサーバ等を使用されている場合や、セキュリティ対策ソフトを設定されている場合など、株主様のインターネット利用環境によっては、パソコンによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。

### ◎お問合せ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下の専用フリーダイヤルまでお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用フリーダイヤル

【電話】 0 1 2 0—6 5 2—0 3 1

(受付時間 9:00～21:00)

以 上

# 株主総会会場ご案内

会場 栃木県小山市神鳥谷202番地  
小山グランドホテル（2階）  
TEL 0285-24-5111（代表）



交通 ○電車をご利用の場合  
JR小山駅よりタクシーで約5分  
○お車をご利用の場合  
佐野藤岡ICより約25分